



生田茜さん(作新学院3年生)
女子柔道で全国制覇!おめでとつ!



船津出身の生田茜さんは、8月12日行われた高校総体女子柔道78キロ級でみごと優勝をし、高校生日本一の栄冠を勝ち取りました。

茜さんは、小学2年生から柔道をはじめ、湖南中時代には個人優勝するなど、県内では敵なし存在でした。この柔道を更に極めようと、栃木県の作新学院に入学しその力を着実に伸ばし、高校生最後の年に念願の全国制覇を果たしました。今後の目標は、ずばり「オリンピック」だそうです。

是非、2年後の北京オリンピックの日本代表として活躍していただきたいものです。

コーロ河口湖関東大会で優秀賞!

コーロ河口湖は、7月8日群馬県の群馬音楽センターで開催された第29回全日本おおかあさんコーラス関東支部大会に山梨県代表として出場いたしました。110団体が出場した中から20団体が優秀賞に選ばれ、私たちコーロ河口湖も優秀賞を獲得することができました。今年も、コーロ河口湖創



立15周年コンサートも計画しており、今回の優秀賞は団員にとって励みとなりました。コーロ河口湖では、団員を募集しております。歌の好きな方、ぜひ一度見学にいらしてください。

練習日 毎週水曜日午後8時~10時
場所 船津小学校多目的ホール
連絡先 篠原次江(7211925)

町営住宅大嵐団地が完成!

平成17年8月より建設していましたが、富士河口湖町営住宅大嵐団地がこの度完成し、8月18日に関係者の皆さん出席の中、盛大に竣工式が行われました。

この町営住宅は、住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに低廉な家賃で供給するために国の補助を受けて建設されました。

9月1日より入居が始まっており、30世帯87名の人たちが新しい生活を始めます。



またこの住宅はオール電化仕様になっている他、パリアフリー、手すり、エレベーターが設置され、お年寄りにもやさしい造りになっています。

(構造) 鉄筋コンクリート造 地上3階建
(延床面積) 2707.57㎡



〔施設内容〕

2DK(15戸)洋室1、和室1、食堂、台所、ユニットバス、水洗トイレ
3DK(15戸)洋室2、和室1、居間・食堂、台所、ユニットバス、水洗トイレ

みんなですすめる交通安全 『全国キャラバン隊』メッセージ伝達式

交通安全母の会では「交通安全は家庭から」を活動の指針として、家庭や地域で交通安全活動を取り組んでいます。その中で毎年「全国キャラバン隊」を全国に派遣し、交通安全の更なる高揚を展開しています。



このキャラバン隊が8月29日日本町にやってきました。キャラバン隊の隊長より内閣府特命担当大臣からのメッセージが町長に伝達され、町長から、祈る「交通安全」の直筆の色紙を贈呈しました。そして、流石恵美子勝山地区交通安全母の会代表が「交通安全宣言」をし、交通安全の推進を誓いました。

その後、アトラクションとして、勝山保育所の子どもたちが、やぶさめ太鼓を披露し、最後に、交通安全を誓う風船を飛ばしてキャンペーンを終えました。



健康科学大学リハビリテーション クリニックが9月15日に開院

町が健康科学大学に対して開設を強く要請していた、リハビリテーションを重点とした診療所健康科学大学リハビリテーションクリニックが、いよいよ9月15日(金)に開院する運びとなりました。手薄なりハビリテーションを中心とした地域医療の充実と発展が期待されます。

新たに開院するクリニック、場所は小立2487番地の旧日赤病院跡地で、デイサービスセンター「ふれ愛」の隣、町営温泉施設「健康プラザ」の手前右側に新築した二階建て、延べ面積1224余の建物で、整形外科とリハビリテーションを重点に、



正面入口

常勤の整形外科医1人、看護師1人、理学療法士1人及び作業療法士1人が専任で診療にあたります。また、非常勤で内科医と小児科医が勤務することになっており、転倒防止等高齢者医療の専門医の勤務も予定されているところです。

診療日は毎週月曜日から金曜日までの5日。診療時間は、受付が午前8時30分から11時までと、午後1時から4時30分までとなっています。土日曜日が休診のほか、国民の祝日と年末年始も休診となります。

健康科学大学は、当時の河口湖町が八方へ手を尽

くして誘致に成功し、平成15年4月に開校しました。健康科学部の中に理学療法学科、作業療法学科及び福祉心理学があり、1学部3学科という構成の医療系で4年制の大学です。

町では、健康科学大学の開校当初から、大学が持っている知的財産を町のために寄与して欲しいと強く要望してきました。大学側も誘致を受けた町のためにできる限りの貢献をすると同時に、大学の充実と発展を図っていきたいとの思いがあり、医療系一学部三学科という特性を生かしたりハビリテーション・クリニックの開設に結びついたものです。

町はこのクリニックの開設によって、町民はもとより富士五湖地域、県東部地域の多くの皆さまに、手近かな場所でありハビリテーションを中心とした医療を受けていただくことができるものと、期待しています。

問合せ先

健康科学大学リハビリテーションクリニック

TEL: 73 2800 FAX: 73 2844

献血にご協力下さい！

輸血用血液には有効期限があります。血液が使われない日はありません。健康な皆さんの献血が毎日必要です。



レントゲン室に設置された線撮影装置

今月の行政相談・心配ごと相談日 9月20日(水)

場所	時間	弁護士相談
町交流センター	10時～14時	10時～12時
勝山ふれあいセンター	午後1時～4時	午後1時～3時
足和田出張所		
精進出張所		

行政相談・心配ごと相談・弁護士相談は、どこの場所へ行ってもOKです。

日時 10月12日(木)
午前10時～12時 午後1時～3時
場所 町役場駐車場
協力 河口湖ライオンズクラブ
輸血用血液の安全対策として、本人確認ができるものを持参下さい。

町の行政相談員さんは

白壁 勝雄	7 2 0 1 4 3
小佐野誠太郎	8 3 2 3 2 0
梶原 一榮	8 2 2 4 4 6
渡辺 袈裟司	8 7 2 3 1 6



指定ごみ袋制度のお知らせ!

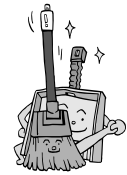
“ 富士河口湖町では、平成8年10月1日から、
ごみの排出が指定袋制になります ”

指定ごみ袋の導入は、分別の徹底、減量化、街の美観、ごみの越境対策などが主な目的です。

これまで導入にあたりまして、袋の材質、大きさ、種類、また、販売価格や販売店など、制度が円滑に推進できるように環境審議会や関係機関と協議・検討を重ねてまいりました。概要は次のとおりとなっておりますので、一般家庭や事業者から可燃ごみや不燃ごみを出す際には必ず町の指定ごみ袋に入れて出してください。また、従来の黒い袋、白い袋、スーパーなどのレジ袋、紙袋では出せませんのでご注意ください。

なお、当面の間は、旧町村名の入った買い置きのごみ袋は使用できますので、なくなりしだい新しい指定ごみ袋を使用してください。

今後、周知と徹底を図る中で、指定ごみ袋制度実施に向けて、住民の皆さんのご理解とご協



指定ごみ袋の種類及び販売価格

種類		容量 (単位: mm)		色	価格(税込み) (1袋10枚入り)
可燃用	手提げ型	30L	0.027x 500x 700	黄色	140円
		45L	0.030x 650x 800		170円
		70L	0.035x 800x 900		230円
不燃用		45L	0.030x 650x 800	透明	170円
		70L	0.035x 800x 900		230円



指定ごみ袋制導入期日

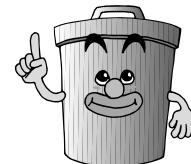
平成18年10月1日から 指定ごみ袋以外で出されたごみは収集しませんのでご注意ください。

販売店

現在、販売店について、商店、スーパー、ホームセンター、薬局、コンビニなど幅広く取り扱っていただけるよう進めていますので、順次お知らせいたします。

指定ごみ袋制度導入に伴う 販売店の募集について

町では「可燃ごみ」「不燃ごみ」について、10月1日から指定のごみ袋制度を導入いたします。
この指定ごみ袋を町民の皆さんにお気軽に購入していただくため、「販売店」を募集します。



1 募集期間
随時受け付けます。

2 申請場所
富士河口湖町環境課(町役場3階)

3 申請方法
「富士河口湖町指定ごみ袋販売店登録申請書」を環境課に郵送又は持参してください。

4 販売店の要件(原則として次の要件を満たす事業者に限ります。)

- (1)日用品、雑貨、食料品、飲料など販売する者(小売業者)であること。
- (2)すべての町税を滞納していないこと。
- (3)町内の店舗又は事務所を取り扱うこと。
- (4)風俗営業及び風俗関連営業に属していないこと。
- (5)指定ごみ袋の在庫の把握や適正な管理・保管ができること。

5 問合せ先
町役場環境課 TEL 723169

富士河口湖町木造住宅耐震診断についてのお知らせ



町では、木造住宅の耐震診断補助事業を実施しております。
住宅の耐震診断をすることで、住宅の安全性を再確認するとともに、地震に対する意識を高めていただき、安全で暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。

1. 調査対象住宅

以下の要件をすべて備えたものに限りです。

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅。
昭和56年6月1日以降増築を行った場合も可能です。
- 2) 木造在来工法で建築された住宅。
- 3) 2階建て以下の住宅。
- 4) 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- 5) 併用住宅の場合は、述べ床面積の過半が住宅として使用されている住宅。

以上の条件を満たしても規模・仕様等で実施できない住宅もありますので、申込み時にご確認下さい。

2. 診断費用

診断費用は、町が国、県の補助金を活用しながら負担します。

(特別な事由が生じた場合申請者に負担していただくことがありますのでご注意下さい。)

3. 申込み締切り

平成18年11月30日(ただし、制限数に達した場合は事前に締め切る場合があります。)

4. 診断者

山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者

5. 問合せ先

町役場都市整備課 都市計画係 TEL72-1976

都市計画の変更について

公聴会開催のお知らせ

平成17年度に船津地区、小立地区の一部に用途地域の指定がなされましたがその一部を変更いたしますので、皆様のご意見をお聞かせ頂きますようお願いいたします。

問い合わせは、都市整備課都市計画係 72-1976

今回の都市計画変更事項

用途地域の変更
小立地区国道139号線北側沿いの用途の種類を準住居地域から近隣商業地域に変更すると共に区域を一部変更いたします。

今後の予定

・平成18年9月14日(木)

・平成18年9月27日(水)

公聴会用の素案の縦覧(町役場都市整備課)

・平成18年10月12日(木)

午前10時

公聴会の開催(中央公民館)

このたびの公聴会は、都市計画法第16条に基づき、これからのまちづくりに向け住民の皆様方のご意見を反映していく為に開催するものです。なお、公述の申し出がなされない場合は、公聴会は開催されません。

富士河口湖ふるさとガイドの会

自主研修会参加者募集!

富士河口湖ふるさとガイドの会では毎月第3土曜日に地元になんだテーマを設けまして自主研修会を行っております。会員のみならず、一般の方の参加をお待ちしております。ぜひご参加ください。

開催日程

日時	研修テーマ	講師
9月16日(土)	地元の道祖神、石佛について	竹谷喜義
10月21日(土)	河口地域のお話(紅葉まつり)	外川栄重
11月18日(土)	富士北麓の文化財について	金谷克夫

開催場所：富士河口湖町中央公民館

時間：午前10時30分～午後3時00分頃まで
但し、午前中は中央公民館、
午後は現地踏査です。

参加費：無料

募集人員：いずれも30名

問合せ先：富士河口湖ふるさとガイドの会事務局
72-3168(観光連盟内)
又は72-1876(事務局：宇野)

「西湖いやしの里 根場」

蕎麦店スタッフ募集!

7月のオープン以来好評をいただいております、いやしの里で名物としておなじみの手打ちそば店「根場 而今庵(じこんあん)」では、本格的な茅葺家屋で一緒に働いてくださる女性スタッフ(パートさん)を募集しています。

勤務場所：「西湖いやしの里 根場」
就業時間：午前10時～午後3時又は
午前11時～午後4時
(週1～2回でも可)

年齢：20代～50代

仕事内容：配膳・接客

給料：時給750円～
(通勤手当は応相談)

問合せ先 役場観光課

外川・小佐野

72-3168

国民年



「保険料免除制度」が利用しやすくなりました

「3種類の保険料一部納付(免除)制度」が平成18年7月からスタート

国民年金は老後のためだけではなく、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金であなたとご家族をサポートします。

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」又は「一部納付制度」をご利用ください。

これまでの全額免除と半額納付に加え、新たに4分の1納付と4分の3納付が加わり、「全額免除制度」と「3種類の一部納付制度」になりました。

平成18年6月まで

全額免除
半額納付



平成18年7月から

新 全額免除
新 4分の1納付
半額納付
4分の3納付

保険料の一部納付

平成18年度の1ヶ月の保険料額は次のとおりです。

	保 険 料
全 額 免 除	0 円
4 分 の 1 納 付	3 , 4 7 0 円
半 額 納 付	6 , 9 3 0 円
4 分 の 3 納 付	1 0 , 4 0 0 円
全 額 納 付	1 3 , 8 6 0 円

免除等の期間にかかる将来の老齢基礎年金の計算や、免除等の対象となる所得の基準についての詳細は、次頁をご覧ください。

【ご注意ください！】

一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

保険料の免除申請は、町役場の国民年金担当窓口まで (総合窓口課 : 72-1114)

将来の老齢基礎年金の計算はどうなるの？

全額免除期間や一部納付期間にかかる老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。

全額免除	6分の2	半額納付	6分の4
4分の1納付	6分の3	4分の3納付	6分の5

全額免除期間や一部納付期間については、将来の老齢基礎年金を計算する際、上記のとおり全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。

そこで、免除された保険料については、10年以内であれば後から納付（追納）していただくことができます。

ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納をご希望の場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

全額免除や一部納付の対象となる所得基準は？

申請者、世帯主、配偶者の前年所得（ ）が、次の式で算出した金額以下であることが必要です。

全額免除	57万円	+	扶養親族の人数	×	35万円
4分の1納付	78万円	+	扶養親族等控除額	+	社会保険料控除額等
半額納付	118万円	+	扶養親族等控除額	+	社会保険料控除額等
4分の3納付	158万円	+	扶養親族等控除額	+	社会保険料控除額等

() 所得 = 収入 - 必要経費

世帯構成別の所得(収入)の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162 (257)万円	230 (354)万円	282 (420)万円	335 (486)万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92 (157)万円	142 (229)万円	195 (304)万円	247 (376)万円
単身世帯	57 (122)万円	93 (158)万円	141 (227)万円	189 (296)万円

上記の「めやす」は、次の条件によるものです。

() 内の収入の「めやす」は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています
一部納付の「めやす」は、社会保険料(国民年金、国民健康保険及び介護保険)について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています

「4人世帯」及び「2人世帯」のご夫婦は、夫又は妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合

「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合

退職(失業)や災害の被害を理由とした「特例免除制度」、学生の方がご利用いただける「学生納付特例制度」、30歳未満の方がご利用いただける「若年者納付猶予制度」もあります。詳しくは、町役場の国民年金担当窓口又はお近くの社会保険事務所へご相談ください。

平成 18年4月1日から 児童手当制度が拡充されました!



拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大され、併せて、所得制限が上げられました。

認定請求の手続きが必要となります!

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、町役場の窓口で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、9月30日まで受付けたものに限り、特例的に4月1日にさかのぼって支給されます。

問合せ先 町役場総合窓口課児童手当担当

7 2 1 1 1 4

児童扶養手当制度について

児童扶養手当とは

父親のいない児童の家庭又は、実質的に父親が不在の状態にある児童の家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されるもので、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらおうとするものです。

助成の対象

日本国内に住所があって、以下の支給要件のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を監護している母、または母に代わって児童を養育している方。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡した児童(遺族年金を受給されている方は、対象となりません。)
- ・父が一定の障害の状態にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚の母の子
- ・父母ともに不明である児童(棄児)

所得制限

受給者もしくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

その他

個々のケースにより受給資格要件が異なりますので、詳しくは下記連絡先までお問合せ下さい。

問合せ先 富士河口湖町役場 福祉推進課

児童福祉係 7 2 - 6 0 2 8



特定計量器(はかり)定期検査のお知らせ

計量法ではスーパーや食料品類販売や製造、各種医療機関や学校・保育所業務など商取引や証明に使用される『はかり』の定期検査(2年に1回)を義務づけています。当町は今年が検査年で、以下の日程で検査を行いますので必ず検査を受けてください。

なお、町村合併と新庁舎建設にともない、一部の検査会場が従前と変わっていますので、よく確認のうえ検査にお越しください。

電気式はかりをお持ちの方には、計量士が巡回して検査を行いますので検査会場への持込みは不要です。

平成 18年度特定計量器定期検査日程

検査日	検査時間 (正午から 午後1時の間を除く)	検査会場
10月 5日(木)	10:30~ 14:30	勝山出張所
10月 11日(水)	10:30~ 14:30	町 役 場
10月 12日(木)	10:30~ 14:30	足和田出張所
10月 16日(月)	10:30~ 14:30	上九一色出張所

詳しいお問い合わせ

・山梨県計量検定所 055 2 2 5) 2 4 7 9

・富士河口湖町役場

観光課商工係 (7 2) 3 1 6 8

「犬のしつけ方教室」のお知らせ

犬を飼っている方・飼い始めた方・これから犬を飼おうと思っている方・しつけが上手く出来ない方等どんな方でも構いません。興味があれば是非参加してみてください。

日 時: 10月5日(木)

受付 午後1時30分~

開始 午後2時~4時

場 所: 富士・東部保健所

(富士吉田合同庁舎内) 2階大会議室

講 師: (株)オールドッグセンター

(全犬種訓練学校・日本訓練士養成学校・聴導犬訓練所)

その他: 受講料は無料です

参加者の犬の同伴は出来ません

雨天でも実施します

予約・問合せ先: 富士・東部保健所 衛生課

2 4 - 9 0 3 3



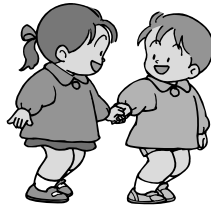
就学時健診について

教育委員会では、平成19年4月1日に小学校に入
学する児童を対象とした就学時健康
診断を、下記の要領で実施します。

<対象となる児童>

平成12年4月2日から平成
13年4月1日の間に産まれた児童

<日時・会場>



就学校	会場	実施年月日
船津小学校	船津小学校	11月7日(火)
小立小学校	小立小学校	11月15日(水)
大石小学校	大石小学校	10月24日(火)
河口小学校		
勝山小学校	勝山小学校	11月8日(水)
西浜小学校		
大嵐小学校		
精進小学校		
富士豊茂小学校		

いずれも午後の実施になりますが、詳細は決定後に、
広報・就学通知書等でお知らせします。

<持ち物>

就学通知書(保護者認印欄に押印してください)

母子手帳 上履 印鑑

保健調査票(必要事項を記入しておいて下さい)

就学通知書・保健調査票は10月初旬に発送いた
します。

就学通知書が届かない・就学校を変更したい・健診
日に都合が悪い等のご相談につきましては、教育委
員会学校教育課(72-6052)までご連絡くだ
さい。

農業用ビニール・マルチの回収について (お知らせ)

農業用ビニール・マルチの回収を下記の日程で、実施
いたしますので、最寄の場所に持ち込みをお願いいた
します。なお、回収日以外は、絶対に持ち込みをしない
よう、皆様のご協力をお願いいたします。

持ち込みのできる種類および持ち込み方法

1. マルチのみ、J A北富士で販売している専用の回収
袋を必ず使用して下さい。
2. ハウス用のビニールは、折りたたみ、紐で十文字に
縛って下さい。
3. 肥料の袋は、重ねて折りたたみ、紐で十文字に縛っ
て下さい。

4. 花き出荷用のかごケースは、重ねて、紐で十文字に
縛って下さい。
5. 花き苗・野菜苗のビニール鉢は、透明のゴミ袋等に
入れて出して下さい。

上記の状態になっていない場合は、持ち込み場所で、
手直しをしていただくこともありますのでご了承下
さい。また、今後の回収月につきましては12月を予
定していますので、11月号の広報で詳細をお知ら
せします。

回収日	回収時間	回収場所
10月2日(月)	午前8時 ~午後1時	町中央公民館 前駐車場
10月3日(火)	午前8時 ~午後1時	大石公園駐車場
10月4日(水)	午前8時 ~午後1時	勝山ふれあい ドーム前駐車場

問合先 町役場農林課 72 1115 松本まで

男性の皆さん! 料理教室に参加してみませんか?

この教室は「健やか山梨21」
推進事業の一環として、富士河
口湖町食生活改善推進員会が
主体となって開催します。

第2回目の今回は手軽でバ
ランスのとれた料理の実習・試
食と食生活や健康に関するお
話を予定しています。

昨年同様、応募資格は「男性」であることのみ。皆さん
の参加をお待ちしています。



日 時: 9月26日(火)

午前9時~午後1時(予定)

場 所: 勝山ふれあいセンター

2階調理室及び和室

持ち物: エプロン・三角巾またはそれに準ずるもの・
手ふきタオル・筆記用具など

締切り: 9月15日(金)

参加費: 無料

申込先: 町食生活改善推進員会事務局

町役場健康増進課 72-6037

平日の午前9時~午後5時まで、
但し正午~1時までを除く。

